

20町い介第309号

2020年6月29日

市内居宅介護支援事業所 御中
高齢者支援センター 御中

町田市いきいき生活部
介護保険課長 古味 斉

「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第11報）の問5」に係る居宅介護支援費の
取扱いの変更について（通知）

日頃から、町田市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、2020年6月2日付け20町い介第212号にて通知いたしましたが、東京都が厚生労働省に行った疑義照会の結果を受け、下記のとおり取扱いを変更いたします。ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 東京都が厚生労働省に行った疑義照会の内容

第11報の問5に該当し居宅介護支援費（介護予防支援費）の基本報酬を算定する場合、加算（初回加算や特定事業所加算等）も算定することが可能か。

2 1に対する回答

本取扱いは基本報酬のみ算定可能であり、加算を算定することはできない。

※ なお、初回加算については、その後のサービス利用の実績があった時点で算定可能である。

【例】3月に初回のケアプランを作成した場合で、3～5月のサービス利用実績が無く、6月に初めてサービス利用実績があった場合

- ・ 3月及び4月実績分は基本報酬も含めて算定不可（5月実績分からの適用のため）
- ・ 5月実績分は基本報酬のみ算定可
- ・ 6月実績分から基本報酬＋加算等を算定可（この際に初回加算を算定可）

3 取扱いの変更内容

【変更前】 ※2020年6月2日付け20町い介第212号 2(4)

初回加算及び特定事業所加算については、当初予定していたケアプラン作成時に算定要件を満たしていた場合は、算定可能とする。また、その他の加算については、算定要件を満たす場合（臨時的な取扱い含む）は、算定可能とする。

【変更後】

加算を算定することはできない。

ただし、5月及び6月実績分については、**【変更前】**の算定要件を満たしていた場合は算定可能とする。

<問い合わせ>

町田市いきいき生活部介護保険課給付係

電 話 042(724)4366

メール ikiiki050@city.machida.tokyo.jp